

◎議 事 日 程（第 2 号）

平成26年 6 月 10 日（火曜日）午前10時00分 開議

- 日程第 1 議案第30号 愛西市税条例等の一部改正について
日程第 2 議案第31号 愛西市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 3 議案第32号 愛西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
日程第 4 議案第33号 愛西市火災予防条例の一部改正について
日程第 5 議案第34号 海部津島土地開発公社の解散について
日程第 6 議案第37号 平成26年度愛西市一般会計補正予算（第 2 号）について
日程第 7 請願第 1 号 新聞の軽減税率に関する請願について
日程第 8 請願第 2 号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願について
日程第 9 委員会付託について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（20名）

1 番	大 野 則 男 君	2 番	山 岡 幹 雄 君
3 番	石 崎 たか子 君	4 番	加 藤 敏 彦 君
5 番	八 木 一 君	6 番	大 宮 吉 満 君
7 番	近 藤 武 君	8 番	神 田 康 史 君
9 番	杉 村 義 仁 君	10 番	島 田 浩 君
11 番	河 合 克 平 君	12 番	真 野 和 久 君
13 番	吉 川 三津子 君	14 番	鬼 頭 勝 治 君
15 番	大 島 一 郎 君	16 番	鷺 野 聰 明 君
17 番	堀 田 清 君	18 番	大 島 功 君
19 番	竹 村 仁 司 君	20 番	高 松 幸 雄 君

◎欠 席 議 員（なし）

◎地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	加 藤 良 邦 君	会計管理者兼 会 計 室 長	水 谷 勇 君
総 務 部 長	石 原 光 君	企 画 部 長	山 田 喜久男 君
経 済 建 設 部 長	加 藤 清 和 君	教 育 部 長	五 島 直 和 君

市民生活部長	永田和美君	上下水道部長	飯谷幸良君
消防長	小塚良紀君	福祉部長	小澤直樹君
税務課長	大鹿修君	市民課長	渡邊國次君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服部秀三	議事課長	佐藤敏彦
書記	山田宗一	書記	服部陽介

午前10時00分 開議

○議長（鬼頭勝治君）

おはようございます。本日は御苦労さまでございます。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・議案第30号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

日程第1・議案第30号：愛西市税条例等の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、12番・真野和久議員、どうぞ。

○12番（真野和久君）

市税条例の一部改正について、具体的な細かいことは後々でさまざまな方が聞かれると思いますので、今回、特に新たに設置されますわがまち特例について、質問をさせていただきたいと思えます。

今回のわがまち特例という形で、一部の固定資産税の中で税率等をその地域の地方自治体で一定の範囲の中で決めるということが今回出されました。その中で、いろいろと市独自に設定ができるかと思っておったんですけれども、実際には今回提案を出されている3点についての固定資産税の軽減ということになっています。

今回、こういう形で特例率を定めることになるわけですけれども、こうしたことによる効果をまずお尋ねしたいのと、また今後こうしたことが、その地域地域でさまざまに税率等を定めていくことが出てくると思えます。実際、例えば法人事業税等については定めることも、一定は余分にとることもできるわけですし、そうしたことに対する市の考え方等についてお尋ねをしたいと思えます。

そして、特例率に関してですけれども、基本的に今回、愛西市条例として提案をされたのは政府のほうから出されているものの中の基本となるところの税率になっているわけですけれども、この辺はどうして、この設定した理由、近隣等の関係とかも含めて説明をしていただければと思えます。

○総務部長（石原 光君）

それでは、順次お答えをさせていただきます。

まず今回の条例改正の内容につきましては、先回提案説明の折にも触れておりますように、わがまち特例の中身につきましては、いわゆる公共の危害防止のため、新たに対象とするものを見直し、これは冒頭、提案説明でも申し上げましたように、適用期限を28年3月31日まで2年間延長するものが3点ございます。1つは、水質汚濁防止法の特定施設による汚水、それから廃液処理施設として油と水、いわゆる油水分離装置などを対象としているもの、そして2つ

目が大気汚染防止法による指定物質排出・抑制施設、そして3つ目が、いわゆる土壌汚染対策法による特定有害物質排出抑制施設と、そして活性炭利用吸着式処理装置と一体となっているドライクリーニング機を対象と、これらを一応対象としているものと、それから適用期限が29年3月31日までに取得するものとして、今回この改正によって新たに導入するものとして2つございます。それが、水防法による地下街などに設置する浸水防止用設備、いわゆる止水板とか、防水扉とか、排水ポンプなどが対象となりますよと。そして、ノンフロン製品、いわゆる自然冷媒を利用した一定の業務用冷凍・冷蔵機器として、コンビニ等におけるショーケース、こういったものが対象となるということで、一応5つの改正点があったわけでございます。

そして、先ほど御質問がございました効果の関係、これはこういった改正がある中で、こういったものが今回償却資産が対象となるよという内容でございますけれども、愛西市に、今回の改正において現在該当するものはございません。しかしながら、先ほど申し上げましたノンフロン製品に対する導入につきましては、いわゆるフロン類の排出抑制による地球温暖化対策にもつながるであろうと、その他のものは公共の、あるいは危害防止とか環境対策に期待できるものではなかろうかというような、今回の改正において、そんな効果が期待されるんではないかというような捉え方をしております。

そして、ちょっと質問いただいた中になかったんですけども、今回のいわゆる税率の関係、近隣との云々というお話もありましたけれども、私どもが知る範囲では、今回準則が一応こういった形で流れたわけではありますが、あま市もそうでありますけれども、この準則の税率に従って、今回各市それぞれ改正をお願いしているというのが現状ではなかろうかと思っております。

そして、今後の関係につきましては、やはり先ほど独自という話もありましたけれども、これ昨年も改正があったわけですね、わがまち特例の関係につきましては。ですから、今後国の動向、あるいはその地方税法等の改正等が今後こういったわがまち特例に関して、そういったものが当然示されれば、当然ながら本市の政策に応じ、対応していくものがあれば、今後そういったものを取り入れていく必要があるのかなというふうに現時点では考えております。以上です。

#### ○12番（真野和久君）

今回の導入されているものを見ると、実際特例率を標準のもの以外のところで、例えば上に上げたりとか下げたりとか、やることの意味というのが余り意味がないかな。導入の促進という意味では非常に意味があるんでしょうけれども、ただ例えば地域間での競争とか、地域的な優位性とかを示すという意味でいうと、特定率を上げたり下げたりとしても余り関係のないのかもしれませんが、そうしたことに影響が出てくるようなことが今後起こってきた場合は、やはり独自の税率というのを定めるというふうに考えるのでしょうか。

#### ○総務部長（石原 光君）

先ほど言いましたように、今後の動向といいますか、どういった形で、いわゆるわがまち特例、こういったものが自治体に影響してくるのかということ、今おっしゃったとおりです。

当然、特例率の関係につきましても、やはり先ほど申し上げましたように、国の参酌基準というものを参考にしながら解消するのが現状でありますので、ただ当市に政策的な施設というものが対象となってくれば、これは関係部局、あるいは財政部局とも連携して、連携することは当然一緒になってきますので、法の定める範囲内で、もしそれが必要だということであるならば、そういったものも制定していく必要があるのではないかと考えております。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、11番・河合克平議員、どうぞ。

○11番（河合克平君）

今、真野議員から質問があったことについても質問の内容としてはあったんですが、答えがありましたので省かせていただいて、まず第1点、法人税率が下げられるということに提案をされておりますので、下げられたことによって、市にとってどういう影響があるのかということとを1点、お伺いをしたい。もし影響があるのであれば、今年度補正の必要があるかどうかということもあわせてお答えをいただきたいと思っております。

また、軽自動車等に係わる税金が上がるという内容になっておりますが、実際今年度までの分については変わりはない状況であるようなんですが、27年度からどういう増収の影響があるか、市民の皆さんに負担がどれだけになるのかということの確認と、重課税ということで古い車に乗っている人に対して、課税もふえるということになっている提案がありますので、28年度から、市民の負担がふえるのをどれくらい見込んでいるかということと、最後に軽自動車についての登録台数等について、細かくはいいですが、二輪車はどれぐらい、軽自動車はどのぐらいという形で、また重課税の対象になりそうな車はどれぐらい、何台ぐらいという内容でお答えいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○総務部長（石原 光君）

まず1点目の法人税率の関係でありますけれども、今回の関係につきましては、まず税率が12.3%から9.7%に引き下げられると、それに伴う26年度の影響額というものをちょっと考えてみました。改正では、10月1日以降が開始になるということで、事業年度から適用されます関係から、申告期間が27年11月末日となると、こんな適用になる関係もございまして、影響はないということで今判断をしております。したがって、本年度補正云々ということは考えておりません。

それから、軽自動車の関係で今回の税率改正を、いわゆる27年度に当てはめると、これはざっとの試算でございまして、増収分ということで約500万円ほど増収になるのではないかとという試算をしております。それから、今御質問がございました重課税の関係でございまして、これも現行の税率で、これ対象者が大体5,000台ぐらいあるんじゃないかと、これは机上の試算でございまして、それで一応税率を適用しますと、約2,100万円ぐらい増収といたしますか、税収につながるんじゃないかとということで試算はしております。

そして、登録台数の関係でございまして、これは26年度の当初の調定という形でお聞きをいただきたいと思っております。全体で登録台数が2万2,000台、今現在調定として上げており

ます。そして、内訳につきましてはざっと申し上げますと、原動機付自転車が2,786台、それから軽自動車、これが多くて1万7,873台、それからあと小型特殊自動車619台、二輪の小型自動車722台と、こんなような内訳で調定を上げております。以上です。

○11番（河合克平君）

今、法人税の税収について、影響がないということだったんですけど、今年度に比べて来年度はどれくらい減収になるかということが見込みができれば、来年度の見込みとして算出がされているということであればお答えいただきたい、お尋ねしたいということが追加です。よろしく申し上げます。

○総務部長（石原 光君）

単純に法人市民税、法人税割額、いわゆる法人税額を基準として、今回2.6%減収になりますので、率として。それを、25年度分をもとに試算をいたしますと、あくまでも試算ですけども、27年度は約1,300万円減収になるんじゃないかと、そして28年度では約2,800万ぐらいの減収になるのではないかとというふうに試算をしております。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、13番・吉川三津子議員、どうぞ。

○13番（吉川三津子君）

質問を、いろいろされまして、重複している部分については割愛させていただいて、さらにちょっと詳しくお聞きをしたいと思っております。

先ほどから、影響額については数字も示されたわけでございますが、個人の市民税が、平成29年度から所得控除の見直し等がされるわけですけども、市全体として29年度の増減、プラス・マイナスどうなるのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。そういった増税によって、地方交付税の見直し等もされていくのかなということも思うわけですが、その辺の見直しについてもちょっとお伺いをしたいというふうに思っております。

それから、軽自動車税については何度も、予算とか決算の審議の折、いろいろ出てきておりますが、この軽自動車がこの地域、公共交通機関のないところにおいては本当に重要な足になっているわけでございます。そういった面で、この軽自動車の所有率について、ほかの自治体と比べてかなり多いのか、前は答弁の中でほかに比べて多いんだというような答弁も以前あったと記憶しているわけですけども、そういった軽自動車の所有率が他の自治体と比べてどうなっているのかお聞きをしたいと思っております。それから、特に立田、八開地区に多いのか、全体的に軽自動車が多いのか、その辺についてもわかれば結構でございますので、お聞かせをいただきたいと思っております。

それから1点、こういった市税の関係で市民の方から、よく愛西市は税金が高いというふうに言われて、仕組みからしてそういったことはないよというお答えをしているわけですが、そういった軽減措置とか何かの違いによって、他の自治体とここが違うよというところがあればお示しいただきたいですし、同じであればやはりしっかりと市民の方に広報していかないといけない問題だなというふうに思っております。その辺についてお伺いをしたいと思います。

### ○総務部長（石原 光君）

まず、市への全体の影響の関係ですね。今吉川議員おっしゃったように一つ例を出せば、今回法人税額の実効率が下げられたということで、要は国税化されただけです、はっきり申し上げて。一つの捉え方をすれば、それだけ自主財源が減収になるわけです。今ちょっと話をした企業誘致、こっくらこっくら企業誘致して自主財源を確保しようと思っても、国税化されればそれだけ吸い上げられるわけです。ですから、当然その分は減収になります。ただ、一方で交付税の話がありました。減収になるということは、それだけ一応需用額と収入額の格差があるということは、それだけ私どもとしては交付税をもらいたい。当然国のほうは配分をするというような考え方を持っておりますけれども、ただ、まだ具体的な試算は示されておられません。

私申し上げましたように、2,800万円の減収になると申し上げましたけど、単純に言えば、それだけ交付税で見てもらえるのが当たり前だというふうに、今そんな思いをしているのが実情です。交付税については、今後こういったものが交付税の試算の中で、数字的なものがあらわされてくると思っておりますので、その辺はきちっと見てみたいというふうに思っております。

それから、軽自の関係でちょっと特色的なお話でありますけれども、一般的な考え方を申し上げますと、やはり軽乗用車というのは幅広い年代で利用されておまして、一方で原動機付自転車は若年層に利用者が多いと、先ほど登録台数的なものもお話し申し上げましたけれども、そんなような推移をしておるのかなど。やはり見えていますと、年々登録台数が増加するというところで、単純に言えば増加するということは、今回の税率改正で影響があるということは、利用者の方には負担増ということは避けられないんじゃないかとは思っております。そして、地域性といいますか、やはり立田地区、八開地区、農村部、あるいはその旧佐屋、佐織地区、市街化の、だからそれは一概に農村部だから軽トラが多いという捉え方も一方ではあるかもわかりませんが、単純にその辺の比較はちょっとしておりません。

それから、軽減の関係でありますけれども、これは担当課長のほうからお答えさせていただきますので、よろしくお願ひします。

### ○税務課長（大鹿 修君）

税の関係の軽減等につきましては、一応他市町とほぼ同じような状況で進んでおります。あと、軽自動車税につきまして他市町の状況でございますけれども、弥富市と比較いたしますと愛西市のほう若干多いようでございます。津島市と比べましては、ほとんど同数でございます。ただ、その中身につきましては、やはり立田、八開地区という農村地区でございますので、その軽自動車税の中の自家用貨物自動車、並びに小型特殊自動車の農耕用というものが多少多いという現状でございます。以上でございます。

### ○13番（吉川三津子君）

この市税の関係で改正がありまして、企業誘致に何らかの影響が出てくるのか、その辺について1点伺いをしたいのと、それから古い車に重課税が課せられるということで、私は使え

るものをごみにするときのエネルギーと、それからまだ使えるのに使わない問題で、本当に使えるものを廃棄してしまうときのエネルギー、そして資源という問題から、これは余りよい改正ではないなというふうに思っております。そういった関係から、廃棄するときのリスク、そして環境に優しいエネルギーにかえることのメリットなどを国のほうから何らか示されていれば、御説明をいただきたいというふうに思います。以上です。

○総務部長（石原 光君）

先ほど市民税の関係で、企業誘致に影響があるかという話がありましたけれども、今後具体的に進めていく中で、一般的に言えば、当然企業誘致、そこに企業ができれば法人税的なものが市税として税収が入るという状況、当たり前のことでもありますので、今現時点で今後どういふふうに変化していくのかということは、この場でちょっとお答えすることはできません。

ただ、私申し上げましたように、当然今の法人税の国税化につきましては、当然実効税率を引き下げるということは、当然代替財源というものを考えてもらうのが当たり前だというふうに思っておりますので、今後その辺の企業誘致の関連にどのような関連をしていくのかというのはちょっと注視していきたいなとは思っております。

それから、2点目の関係でありますけれども、これはおっしゃることよくわかります。ただ、今回の重課税の関係につきましては、国のほうもグリーン化を進めるという観点から、こういう13年、あるいは10年経過した軽自動車については重課税を課せまよという背景がありますので、そういったことも一つは今後、あくまでもグリーン化という部分だけを捉えて整理できるものではありませんけれども、そんなような観点も捉え方としてはあるのかなと理解しております。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・議案第31号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第2・議案第31号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、11番・河合克平議員、どうぞ。

○11番（河合克平君）

まず国民健康保険税条例の一部改正ということで、負担が上限額が上がるという内容になっているかと思うんですが、合計をすると最高額81万円になるんですね、1世帯当たりの最高額が。80万円になる世帯のモデルケースとして年収はどれぐらいになるかということが、まず1点お伺いしたい状況でございます。

今回の値上げについて、81万円が最高額になった値上げについての増収分、いわゆる負担増、市民の皆さんの負担増の金額は大体幾らかという見込みを確認していただきたいのが2点目です。

3点目で、それと同時に収入が多いところは負担がふえるということと同時に、国保税の減額の対象がふえるというのが、もう1点の本人の引き算をした分の控除を、本人分を控除をしないということと、1人当たりの金額がふえたと、45万円にふやすという内容になってくるかと思うんですが、例えば一番影響がある年金者の世帯の方で2人の年金だけで暮らしていらっしゃる、そういう人たちにとっての年収と減額されるんであろうというその金額の割合、関係、そういったものを説明いただければと。

また、その金額について、多分減収になるんだろうと思うんですが、その減収になる分の金額を教えてください。また、その増額、減収、減額等ありますけれども、今回の予算については補正をあわせて組まなくてもいいのかということも、あわせてお伺いをしたい状況です。

最後に、2割ですとか、5割という減額になると思いますけれども、金額は先ほど聞きました。対象となる世帯についてもわかればそれを教えてください。以上5点、お願いいたします。

○市民生活部長（永田和美君）

それでは、5点ほどの質問に対しましてお答えをさせていただきます。

まず1点目なんですが、限度額80万円になります。最高額になる世帯の収入は幾らかということですが、限度額81万円を超える世帯の収入でございますが、資産割なしの場合ということで上限つきでございます。所得額で御説明をさせていただきます。2人世帯の場合、所得額1,016万4,000円を超える世帯でございます。

次に、2点目の今回の値上げで増収分はということですが、平成25年度課税分での比較でございますが、638万円の歳入の増額を見込んでおります。

続きまして、3点目でございますが、2人世帯の年金所得だけの世帯の場合、5割軽減に該当するのは年金収入で202万円以下、2割軽減に該当するのは年金収入で243万円以下の場合でございます。この場合は、現在65歳以上という条件の場合のケースということでお願いしたいと思います。

続きまして、3点目の2点目なんですが、平成25年度課税分での比較でございますが、歳入で1,330万7,000円の減額を見込んでおります。

続きまして、4点目の補正の関係でございますが、平成26年度予算の範囲内でおさまるという見込みをしております。したがって、補正は考えておりませんので、よろしくお願いをします。

最後になります。5割軽減対象世帯につきまして943世帯、2割軽減対象世帯につきまして1,045世帯でございます。以上でございます。よろしくお願いたします。

○11番（河合克平君）

今お答えいただいた中で、2割の減額がされる世帯が243万円の方までが大体2割になるよ、

5割に減額されるのが202万円以下ですよということがわかったんですが、大体その200万円の人たちの943世帯、243万円の2割の1,045世帯の人の平均でいいんですけれども、減額というんですか、大体これぐらいは減額される予定ですよというのがわかれば教えていただきたいと、お願いします。

○市民生活部長（永田和美君）

お手元のほうに、ちょっと試算した金額を持っておりませんので、後ほどお答えをさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、13番・吉川三津子議員、どうぞ。

○13番（吉川三津子君）

重複した部分、割愛をさせていただきますけれども、今回の改正でもう一度ちょっと整理して、どういった層にどれぐらいの影響があるのか、もう一度まとめて御説明をいただきたいと思えます。

それから、ずうっとこういった限度額を上げることによって高所得者の負担をふやし、低所得者の軽減をするということで、何とか今まで切り抜けてきているわけですが、このやり方にも限度が来るだろうというふうに思っているわけです。それは、超高齢化が進んで、さらにこの軽減措置を受ける世帯がますますふえていく中で、この国保をどう維持していくかという大きな問題があるわけですが、もう一度、この軽減措置をされている、何割と幾つかあると思えますが、その層が全体の何割を占めているのか、また今後どれぐらいこういった層がふえていくのか、その辺推測されているならお聞かせをいただきたいと思えます。

○市民生活部長（永田和美君）

それでは、1点目につきましてお答えをさせていただきます。

軽減が拡大することになるわけですが、軽減の割合なんですけど、3月31日現在でございますけれども、世帯数が9,972世帯ございます。そのうちの5割軽減が943世帯、割合で9.5%、2割軽減が1,045世帯ということで10.5%となりまして、全体で20%ほど関係が出てくるということでございます。

それから、2点目でございますが、運営の話なんですけれども、今回の軽減世帯が拡大されるに伴いまして保険税が減収になるということになりまして、保険税の軽減分相当分の公費負担につきましては、国民健康保険法で定められておりまして、県から4分の3、市の一般会計から4分の1が法定繰り入れされることになっております。今後につきましては、現在定年、病気などによりまして社会保険離脱者の受け皿としまして、国民健康保険制度の基盤強化につきましては、国と地方において現在協議が進められておりますので、その状況を見守っていきたいと考えております。以上です。

○13番（吉川三津子君）

こういった軽減措置を受けている世帯の地域的な偏りとか暮らし方について、こういった特徴があるのかお聞きしたい。

そして、多分これも団塊の世代の皆さんたちが高齢化も進んでいく中、ますます高齢化がふえる中、こういった軽減措置を受ける方々の全体を占める割合というのは、さらに増加していく、頭打ちはどれぐらいになるのか、その辺まで予測されているのか、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○市民生活部長（永田和美君）

地域ごとの関係でございますが、申しわけないんですが、現在家族の状況とか旧4町村での状況につきましては現在把握しておりませんので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、今回の軽減、2割、5割軽減以外に7割軽減ということで措置がありますが、それだけを含めると、7割軽減で1,862世帯ございまして18.8%の割合ということで、全体で38.8%が現在軽減の全体の対象ということになっております。以上でございます。よろしくお願ひします。

○13番（吉川三津子君）

将来的な増加の頭打ちの見通しというか、そういったものをお持ちならばお聞かせをいただきたいということで、もう1点質問しました。

○市民生活部長（永田和美君）

将来的な数字に関しましては、現在持ち合わせておりませんので、よろしくお願ひします。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・議案第32号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

日程第3・議案第32号：愛西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、11番・河合克平議員、どうぞ。

○11番（河合克平君）

私も全然わからないところがあるので、初歩的なことで聞くので、申しわけないと思いますが、報償金の改正で各ランクで5万円の支払いがふえるということになる内容の提案だったと思いますが、今年度より適用になるという内容になりますけれども、それによって今年度ふえた見込みはしていないのではないかなというふうに思いましたので、支出増の見込みと、また補正等については必要なかどうかということについてお伺いしたいと思いますので、お願ひします。

○消防長（小塚良紀君）

それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

平成26年度より退団する消防団員が対象となりますので、今年度退職者への支払いは平成27年度予算となります。したがって、今回の5万円の増額に伴う改正による支出増はございません。今回の改正による補正というのはございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、13番・吉川三津子議員、どうぞ。

○13番（吉川三津子君）

議案第32号について、質問をさせていただきます。

議案説明の折に、こういった退職金の増額により団員の確保の一助にという御説明もあったかというふうに記憶しておりますが、今この団員の確保において、どのような課題があるのか、具体的にお伺いをしたいと思います。

そして、あと1つ気になるのは、ずうっと訓練を見せていただいて、市の職員の方が団員であるケースが大変多くて、そういったものに参加してもらうのは大歓迎なんですけど、非常時のときに職員はやはり市の仕事につくということで、地域で困るような問題が起きないのか、その辺についてお伺いをしたいと思いますというふうに思います。

○消防長（小塚良紀君）

消防団員の課題といたしましては、やはり消防団員の確保ということでございます。少子・高齢化、あるいは被雇用者、いわゆるサラリーマンの増加、あるいは市の区域を越えての通勤等でございます。そういう事情によりまして、社会経済情勢の変化による地域における防災活動の担い手を十分に確保できないというのが、やはり現在の問題なのかなと思います。

また、全国的ではございますけど、やはり年々消防団員の定数確保は難しくなっておりまして、当市におきましても、現在10人の定員が欠員となっております。入団しない理由というのが、年齢が高いからとか、体力的に自信がない、あるいは帰りが遅くなる、時間が不定期、あるいは仕事が忙しい、家族との時間が少なくなる等、また土曜日、日曜日等の勤務があるなど、さまざまな理由によるものでございます。

また、市職員の団員の関係でございます。市職員で、現在愛西市の消防団に入っている職員は12名、割合としては全体の3.2%でございます。

また、災害時に市職員が消防団で活動するのに影響があるのではないかとということですが、公務員が消防団員として活動するということは、地域防災の推進を図る上で地域住民からの理解を得やすくなるのではないかなと、あるいは職員にとって防災行政の一層の理解、促進にもつながるのではないかなと思います。

消防団の活動というのは、大きな災害時のみの活動ではなくて、日々日ごろの毎月の機械器具の点検があったり、夜間の警ら、あるいは防火水槽等の清掃等もございます。国の施策としても、市職員の入団を推進されているところでございますので、この考えで今後も進んでいきたいなど、特に影響というのはないのではないかなと思います。以上でございます。

○13番（吉川三津子君）

私は、市の職員が消防団員になるのを反対して言っているのではなくて、災害が起きたとき

に、やはり地域で活動していただくとなると、市のほうが手薄になる、やはり市のほうの仕事が優先になった場合、地域で困るようなことがあってはならないという趣旨でお伺いをしたわけです。私は、地域と市をつなぐという意味で積極的に市の職員が、地域のボランティアとかNPO活動に参加することは大賛成でございます。そういった部分でやはり市の職員の部分は非常時には団員としてカウントしないなど、そういった配慮をしながら非常時に備えなければいけないという意味で申し上げましたので、もう一度答弁を求めたいというふうに思います。

それから、あと団員が不足しているということで、もう少し粘り強く団員の確保に力を注ぐべきではないか、私たちの地域もやはり後にできた団地の地域ですので、消防団に入る習慣がない、また昔からこの地域は消防団には含めないというような古いしきたりがずうっと残っているがゆえに、その消防団員の確保ができないという、お金で済ませるという実態が今あると思います。そういったところを一つ一つ解決しながら、団員確保、地域を一つにしていくということがとても大切だと思いますが、その点、団員の確保について、どのような努力を今されているのか、今後どう努力をしていくのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

そして、女性の団員とか、定年後で元気な方もいっぱいいらっしゃるので、そういった防災に関心の高い方々も、こういったものに参加してもらおうとか、いろいろ知恵を絞っていく必要があると思いますが、その辺についてのお考えもお伺いをしたいと思います。

#### ○消防長（小塚良紀君）

先ほど市の職員がということで、地域の推進を図る、理解を得るということをちょっと御説明したわけでございますけど、消防団の活動というのは、やはり非常時ではございますが、大規模と今現在言っているような災害に対してのみではございません。

市の職員に対しては、まずカウントしてはございません。規模に対して、今385名が定員でございます。その385名のうちの現在としては3.2%、12名でございます。その辺のところは、カウントしているというのではございません。

それと、消防団員の不足に対して今の対策はということでございますけど、地域の防災力を向上させる観点から、やっぱり消防団の確保、積極的に取り組むということは当然必要だと考えております。市のイベント、あるいは文化祭等、あるいは市民体育大会などに消防団員の入会PR活動を今現在行っております。

また、1月20日の消防団の日というのがございます。名鉄勝幡駅、あるいは佐屋駅で、これもやはり消防団の理解を得る、あるいは入団を勧めるというようなPR活動を行っております。今、消防団員を確保する方法として、消防団員の方がそれぞれ戸別に訪問して団員の勧誘をしている地域もあります。あるいは、総代さんと一緒に回ってやってみるところがあります。しかし、やはりそれぞれ地域の状況というのはさまざまございまして、なかなかそこまで入り込んで、我々もちょっとその辺まではわかっていないところがございます。本当に今後も、消防団長を初め消防団幹部、あるいは消防団員とともにしっかりPR活動を、また勧誘をしていきたいと考えております。以上でございます。

#### ○議長（鬼頭勝治君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第33号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

日程第4・議案第33号：愛西市火災予防条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

11番・河合克平議員、どうぞ。

○11番（河合克平君）

火災予防条例の改正ということで提案をいただいている内容ですが、屋台等で火気を使う催しということの内容ですが、今現在、この愛西市で行われている、市内において行われている催しで対象となる催しがあるのかどうか、もしあるのであればどのような内容なのかということをお伺いしたいのが、まず1点目です。

もう1点目、そのことを聞けば大体わかると思うんですが、大体目安として何人規模で集まるところとか、屋台が何軒出るなどの目安、具体的な事例がマニュアル等であるようであれば、そのことについて教えていただきたいのと、2週間以内に計画を提出するように指示もありますので、その計画の内容について若干具体的に教えていただきたい、そのように思いますのでお願いします。

○消防長（小塚良紀君）

ただいまの御質問に対して、順次お答えさせていただきます。

まず市内対象となる催しでございます。今回の改正というのは、大きく2つの内容となっております。1つは、不特定多数の人が集まる催しで、18条1項9号の2による消火器の準備というものでございます。また、45条6項の届け出が必要となる催しでは、市内としては納涼まつり、桜まつり、佐屋地区の文化祭バザー、また体育大会などで、屋外で対象火気器具等を、移動こんろ、あるいは調理用器具等でございますが、使用した場合が対象となります。

次に、指定催しの具体例でございます。改正の2つ目でございますが、42条の2による大規模なものとして消防長が定める指定催しとなるもので、国の想定ではおおむね露店等が100店舗以上で10万人以上の人出が予想される場合と想定されております。例としましては、近隣の市町村では尾張津島天王祭が約200店舗、20万人が予想されておりますので、それが対象となるのではないかと考えております。

また、2週間以内に届け出るといふ具体的な内容でございます。42条の3による計画の具体的な内容でございますが、防火担当者を定める、対象火気器具等の使用や危険物の取り扱いの有無やその場所、あるいは客席等の配置図、会場の火災時の初動態勢、また消防、警察、警備会社等の連絡方法を記載するとともに、火災予防上、消防機関との情報共有の方法等を計画

するものでございます。以上でございます。

○11番（河合克平君）

ということになりますと、例えば地域でやっている盆踊りとか、そういうものについてはその対象にならないという理解でいいかどうか、再度お願いをいたします。

○消防長（小塚良紀君）

先ほど答弁のほうさせていただきました。まず1点目の1つ目の問題でございます。

不特定多数の人が集まる、多く集まるという条件でございます。不特定多数というのは、やっぱり顔見知りのサークルではなくて、顔を知らない者が多数集まるというようなものを一応想定しておりますし、また露店において、屋外において、火気を使用する器具についてを設置したものでございますので、今議員が言われました件は対象になるのではないかなと考えております。以上でございます。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第34号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

日程第5・議案第34号：海部津島土地開発公社の解散についてを議題といたします。

ただいま議題となっております海部津島土地開発公社の解散につきましては、地方自治法第117条の規定により、土地開発公社の理事の職にある私は除斥となります。よって、私は退場いたしますので、議案第34号の議事進行は副議長にお願いをいたします。

〔議長・鬼頭勝治議員 退場〕

〔副議長 議長席に着席〕

○副議長（島田 浩君）

議長のかわりに議事の進行を務めさせていただきます。

それでは、日程第5・議案第34号：海部津島土地開発公社の解散についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

以上で私の職務は終了いたしました。

議長の入場をお願いいたします。

〔議長・鬼頭勝治議員 入場・着席〕

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第37号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

日程第6・議案第37号：平成26年度愛西市一般会計補正予算（第2号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、2番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○2番（山岡幹雄君）

今回の議案第37号：平成26年度愛西市一般会計補正予算（第2号）の歳出の2款総務費、1項総務管理費、4目の財政管理費の8節報償費についてお尋ねいたします。

今回、議案説明の中で、寄附謝礼ということでレンコン、米と500セットという形で御説明がございました。ふるさとの寄附金等の関係だと思いますが、どうしてこういうふうに報償費がなったという経緯を御説明よろしくをお願いします。

○企画部長（山田喜久男君）

ふるさと応援寄附金の関係の謝礼品と申しますが、その関係でのお尋ねでございます。

この件につきましては、昨年の12月議会に本議会で御提案をいただいたということの、まず一つ経緯がございます。

それを受けまして、まず内部で検討を始めました。そういった中で、目的としまして3つを掲げさせていただきました。自主財源の確保、それから市のPR、それから農業振興。この3つの観点から、こういった返礼と申しますが、品物について検討を始めました。その中で、やはり愛西市の特産ということになるとレンコンではないか、そして農産物ということでのお米という、内部での協議を進めておりました。

その途中で、愛西市の観光協会が30品目についての推奨品という指定をされました。そうであるならば、その推奨品から1つ選んでレンコンうどん、これも農業には間接的ではありますが、関係があるのではないかと申しますが、3つの品について、金額的に自主財源の確保という観点から寄附金の5割以上はまず確保したいということの中で、3点についてJAあいち海部と協議をさせていただいて、幾らの数量で幾らになるんだという協議をさせていただいて、今回の数量と金額ということにさせていただいております。よろしくをお願いします。

○2番（山岡幹雄君）

昨年の12月にお2人の方が一般質問されて、このような経緯になったということでございますが、なぜ補正を組んでやられたのか、当初にやられなかったのかはちょっと疑問に残るんですが、実際この経緯について要綱とか規則が、僕は定めていなければならないかと思うんですが、突然こういうふうに補正を組まれることは市の財源確保とか、いろいろいいかと思うんですが、やはり順序というものがあると思いますが、現在要綱とか規則はあるかどうか、お尋ねいたします。

○企画部長（山田喜久男君）

まず、なぜ補正になったかという観点でございますけれども、先ほど申し上げましたように、12月議会で御提案をいただき、るる協議をして進めてまいったわけですが、当初予算編

成の締め切りが1月末ころでございますので、当初予算に間に合わず、今回の補正に至ったということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、要綱、規則の関係についてでございますが、今回のふるさと応援寄附金につきましては、やはりあくまでも寄附金でございます。そういった中から、全体の運用につきましては、20年に制定されております愛西市寄附金条例、これに基づく運用となるわけでございます。ただ、議員おっしゃるように、そういった謝礼品等々のいわゆる事務取り扱いについて、現在制定の準備、検討中というか、協議に入っております。ふるさと応援寄附金事務取扱要綱というような形での制定を考えております。以上でございます。

○議長（鬼頭勝治君）

ここで休憩をとりたいと思っております。再開は、11時10分をお願いいたします。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（鬼頭勝治君）

休憩を解き、再開をいたします。

次に、4番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○4番（加藤敏彦君）

議案第37号：平成26年度愛西市一般会計補正予算（第2号）で、10ページ、先ほど山岡議員も質問されましたけれども、ふるさと応援寄附金事業についてお尋ねをいたします。

企画部長のほうから、経過についての説明がありましたけれども、それを踏まえまして質問いたします。今回の特産品の選定については、先ほど説明がありましたけれども、500セットという数量はどのように決められたのかということです。

それから、このふるさとの寄附金について、現金で半分以上残すということですが、寄附金の活用についてはどのような考えを持っておられるのか。

それから、このふるさと応援寄附金事業について、ぜひ発展させていただきたいと考えておりますが、それについての考えがありましたらお伺いしたいと思います。

それから、12月議会では長野県阿南町のふるさと納税で、寄附金を基本的に農産物でお返しする農業支援という事業も行っているということで、ここでは米を届けるということで5,000俵、1億円の寄附金という事例を紹介いたしましたけれども、愛西市も農業地域で、農業振興に絞った寄附金ということも検討の余地はあると思うんですけども、この農業支援という寄附金の形についてはどう考えられるのかということです。

それから、通信運搬費ですけれども、経費節減ということで郵便料として1セット1,200円、60万円が計上されておりますが、この配送についても入札で経費節減が図ることができるのではないかと思います。こういう点についてはどうでしょうか。

それから、特産品の送付について、先ほど3つの目的が紹介されましたけれども、愛西市のPRということでは、5月29日には愛西市観光協会の総会も行われ、愛西市のPRに努めているわけですけれども、この特産品の発送など、観光協会に委託するというような考えについて

はどのように考えられるのか、お尋ねをいたします。

○企画部長（山田喜久男君）

いろいろ御質問いただきました。順次お答えをさせていただきます。

まず、500セットはどう決まったのかということであります。先ほど、山岡議員のところでの経緯で御説明申し上げましたように、数量等をJAあいち海部と協議をさせていただきました。そういった中で、収穫時期ですとか、確保できる数量ですとか、余りにも初めからたくさんのもを確保しても応募がどれだけあるのかわからないという中で、500セットをめどとして農協さんと協議をさせていただきました。その中で、金額を決めていったというのが経緯でございます。

それから、2点目の寄附金についての活用でございますけれども、これも先ほど申し上げましたように、まずは寄附金条例に基づき運用をさせていただきます。したがって、一旦市民協働まちづくり基金、こちらのほうへ積み立てをさせていただいて、翌年度寄附者が希望する施策のほうへの特定財源とさせていただきます。考えでございます。

それから、事業を発展させていく考えはということであります。今回一度やってみて検証をして、今後のことを検討していくわけですが、最終的には産業の振興、または議員がおっしゃいますような観光事業、こういったものにもつながっていけば一番いいわけですが、初めからあれもこれもではなかなかいきませんので、まずは先ほど申し上げました3つの目的を持って進めていき、その後検証をして行っていきたいというふうに考えております。

それから、農業振興の寄附金事業ということで、農業だけに特化した長野県の例を出されて御質問されましたけれども、ああいったことはというふうに理解をさせていただきました。ただ、今回申し上げましたように、3つの目的の中に、農業振興というのも十分意識した品物として私ども考えたつもりでありますので、その農業振興だけを取り上げた寄附金というのは現時点持ち合わせておりません。

それから、通信運搬費の入札の関係と観光協会への送付の委託と、これ関連しますので一括で御説明させていただきます。まず、今回送料として予算を上げさせていただきましたけれども、これは発送、いわゆる宅配業者への分だけでございます。したがって、箱へ詰める手間とか、そういったものは農協さんの御協力を得て行っております。したがって、入札ということになりますと、数量がはっきり現時点では予想もできませんので、なかなか難しいのかなと考えておりますし、観光協会の委託ということについても先ほど申し上げましたように、手間を農協さんのほうでお願いしております関係上、観光協会へ委託するのも現時点では難しいのかなというふうに考えております。以上です。

○4番（加藤敏彦君）

それでは再質問ですが、最初の年ですので農協と協議して品物についても数量についても今回の提案の内容になったということですが、部長の答弁で、寄附金については寄附者の希望に沿ってということですが、今回500セットで1人が1セットなら、500人の寄附者で500人の希望を聞くということになるんですけれども、寄附者から希望を聞くような形での

取り組みになるのか、ちょっとそこら辺がわかりにくいので、具体的な中身がありましたら紹介いただきたいと思います。

それから、今後について、やはり愛西市の農業振興や愛西市の観光振興につなげてということですので、今回ぜひ盛況な結果になって検証できるようになっていくといいなと願っております。

それから、農業振興については、現時点では持ち合わせていないということですが、将来の課題として持っていただきたいと思います。

それから、観光協会の件ですが、農協にお願いしているという点で、また数量が確定しないという点で難しいということでしたが、愛西市のPRという点では観光協会というところもつながってくると思いますので、またこれも検討課題としておいていただきたいと思います。

○企画部長（山田喜久男君）

まず、寄附者の希望をどうやってかなえるのかという内容だろうと思います。現在でもそうです。寄附をいただく場合に、その寄附者は大まかに福祉施策に役立ててほしい、教育施策に役立ててほしい、そういった区分の中で希望を書いていただきます。そういったものに沿う事業について、今の一般の寄附金についても、そういった充当をさせていただいておりますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

それから、農業振興に特化したものを今後ということではありますが、いずれにしましても今回、初めてこういうことを実施させていただきますけれども、そういった検証の中でどういった今後、方向がいいのか、よく検討をしていきたいというふうに考えております。

また、観光事業の関係ですが、いわゆる謝礼品の中に観光にかかわるようなものが、今後また入れることが可能な時期が来れば、またそういったものについても観光協会へ、そういった御協力を依頼していくということになると思いますが、いずれにしましても今回一度やらせていただきまして、検証をしていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、12番・真野和久議員、どうぞ。

○12番（真野和久君）

今回の一般会計補正予算の中には、住民基本台帳費の中の社会保障・税番号制度の導入にかかわるシステム改修委託料というのが計上をされています。今度の社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度については、現在の住民基本台帳のネットワークの番号をそのまま使うわけではないですが、そうしたことをさらに社会保障とか、あるいは税制、納税関係等とか、そうしたものにさらに広げていくことになるかと伺っていますけれども、こうした導入の中身、特に市にかかわるところの中身の問題や、住基ネットのときにもいろいろと課題がありました。運用に当たって危惧される問題点等が、今のところ気づいている点がありましたらまず答弁をお願いします。

○市民生活部長（永田和美君）

それでは、2点につきまして御回答させていただきます。

社会保障・税番号制度の導入の内容でございますけれども、行政手続におけます特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律と、いわゆる番号法に基づく制度でございます。全ての国民一人一人に個人番号を付番しまして、行政機関、または地方公共団体が、それぞれ保有する同一人の情報を個人番号に関連づけをするものでございます。

内容の1点目としましては、社会保障・税・災害対策の3分野におきまして、各機関が相互に情報を連携しまして、活用することによりまして行政機能の効率化及び公正な給付と負担の確保を図るものでございます。もう1点目は、手続の簡素化による国民の負担軽減を図ることを目的とした制度でございます。

続きまして、運用に当たっての危惧、懸念されることでございますけれども、個人情報の取り扱いの措置と考えております。個人情報の保護につきましては、番号法及び情報提供のネットワークシステムの2つの関係から漏えい防止の措置がとられていると認識はしております。以上です。

○12番（真野和久君）

今回、これから具体的に becoming という点もかなりあるんですけども、ただ今度は社会保障・税番号ということで全ての人に割り振りをして、当然どこから収入をもらっているかということは基本的にほぼつかめるといふ形にするといふのがあるのと同時に、また例えば文章を読んでいますと、例えば減免の数字とか、そうしたものも簡単に送れるようになりますよといふ話もありますが、そういうところで実際に愛西市でも運用はされていくのかということと、一方では今回、住民基本台帳ネットワークとの関係を見ましても、例えば情報提供等記録開示システムという形で、マイポータルということ、みずからアクセスできるような形での情報の確認とかがやれるようなところでもありまして、結構中身もかなり広がるし、一方ではそうしたアクセス等も比較的きちっとやられる形、やりやすくなるというふうになると、やはりそうしたところでの番号とか、暗証番号とかが何らかの形で漏れたりとか、あるいは今度のカード等もしっかりとそれぞれの個人の皆さんが発行された場合には運用してきちっと守っていないと、そうしたものが他人の手に渡ったりした場合に容易にその人の個人の情報とかがかなり広く確認されてしまうといふところでも、大きな危険性もはらんでいるのではないかといふふうに思うんですね。

だから、そういうところでいくと、市としての取り扱いの問題もそうですし、またそれぞれの個人の皆さんもより気をつけていかなければならないと思うんですが、そうしたことを含めた啓発とか活動というのは、これからどのようにやられていくんでしょうか。ただ、この制度そのものが今後整備をされていくのにまだ数年かかるようですが、そうした中で、愛西市としてどのようなことを検討されていくのかということについてお尋ねします。

○市民生活部長（永田和美君）

まず1点目の具体的な内容でございますけれども、愛西市におけます何ができるかということでございますが、例えば申請とか申告の負担の軽減ができるものとか、給付などの申請、例

例えば児童扶養手当とか母子家庭の自立支援給付金、特別児童扶養手当とか障害者福祉手当などが関係してくると思いますし、また自己負担の割合とか自己上限負担額の決定、高額医療費とか入院時の食事の療養費など、関係してくるのではなかろうかと考えております。

2点目のいわゆる個人情報の関係でございますけれども、法的な観点からいきますと個人番号の利用範囲、情報の連携の範囲を番号法で限定しておりまして、目的外の利用を禁止しております。利用範囲としましては、社会保障・税・災害対策の3分野を基本としておるというふうに理解をしております。

また、システム上の保護措置としましては、個人情報の芋づる式の漏えいを防止する観点から、情報連携を行う際のキーとしての個人番号を直接用いるのではなくて、情報を保有する機関ごとに異なる符号を用いるというふうに考えております。

次に、PRにつきましては、今後、内容等の詳細が詰まってから進めていきたと考えております。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、11番・河合克平議員、どうぞ。

○11番（河合克平君）

私は、教育関係の道德教育に関することの内容について質問をさせていただきます。

八開中学で、道德教育の抜本的な改善・充実に係る指導の支援事業ということと、立田北部小学校での生きる力を育む場としての学校づくりの推進ということになっているんですが、これをするということになると、今現場の教師、ただでさえ忙しくて本当になかなか多忙の中で、より一層の負担がふえるのではないかということ推測されるんですが、その負担の増となりそうな内容、懸念がされるわけですが、その件について見込まれていること等あれば教えていただきたいということと、それぞれ委託金については、どういう内容で具体的に使う予定かわかるのであれば、教材がどれだけとか、内容がわかるようであればそれを教えていただきたいと、以上2点ですがお願いします。

○教育部長（五島直和君）

教師の負担についての御質問ございました。

この事業の趣旨といたしましては、児童・生徒の心に響く道德教育の指導のあり方、いわゆる指導力を高めるというような研究を深めるための事業でございます。

取り組み方といたしましては、新たに授業を設定するのではなく、道德教育の時間はもとより、既存の授業に道德教育を盛り込んで進めていくというものでございます。

具体的に述べさせていただきますと、例えば道德等の時間を中心に各教科、それから総合的な学習の時間、道德活動の時間などに関連を図りながら、それぞれの時間の中で学校の教育活動全体の柱として道德教育に取り組んでいくというようなものでございますので、特に新たな授業数をふやすとかそういうものではございません。そうした中で、教師の負担がふえるのではないかという御心配でございますが、確かに最終的には報告書というものをまとめますが、研究指定とか、そういうようなものがあるわけでは今回はありませんので、数ページの報告書

をまとめるというような程度で終わるということ御理解いただきたいと思います。

次に、委託金の内訳について御質問がございました。

まず今回の事業といたしましては、外部講師の協力をお願いして進めさせていただこうと思っています。その講師さんに実際の授業を行っていただき、その授業を通して、先生方がその内容を検証して、自分自身の指導力を高めるというような研修に結びつけていきたいというふうで考えております。そのための講師の謝金でありますとか、また研究の先進校への視察の経費でありますとか、それから生徒が活用いたします副読本の購入代及び資料代等に使用させていただくものが主でございます。以上でございます。

○11番（河合克平君）

としますと、新たに授業をするわけでもなく、教材を買うわけでもなく、教師の研究授業を行うというわけでもないということですが、その指導のあり方について研究をするということであれば、ちょっとどういう指導をしていけばそれが成るのかというのがよくわからないんですけど、その講師の方がやっている指導を見ながら研究するということを書いてみましたけれども、どういう効果があるかわからんのかなというのがちょっと疑問に思うところなので、もう少し具体的に教えていただけたらと。この子供の生きる力を育む場所としての学校づくりの推進のほうについては、これとそれとはまた別ですよ、そのことについても加えて教えていただきたいと思いますので、お願いします。

○教育部長（五島直和君）

まず、道徳教育のほうからお答えをさせていただきます。

議員、今教材を買うのではなくというふうに理解をされておりますが、副読本というものは買わせていただくというのは先ほどちょっと述べさせていただきました。それは活用させていただきます。

また、各教科というところの私の説明がわかりにくかったと思いますが、例えば国語でありましたら、思考力や想像力を養って言語感覚を豊かにして国語を尊重するという、そういう中における道徳を取り入れるとか、それぞれ社会科であれ、数学でも数学的な考えを養っていく中で合理的で客観的な道徳判断力を高めるとか、ちょっと説明としてはなかなか難しいと思うんですが、そういうような各教科で道徳を取り入れられるような指導をしていくということ、講師さんのお力も得ながら進めていくというふうで御理解いただきたいというふうで、最終的には総合的に御承知のような、実際の生活の中で友達を傷つけたりとか自己中心的な行動というのは見られます。そういうものを、今後は指導力を高めながら十分に道徳的な価値を生徒に結びつけるというようなことで考えております。

また、きずなを育むほうの指定の話がありました。こちらにつきましては、いろいろ地域との交流、また異世代との交流で子供たちが地域の人たちと積極的にかかわれるような事業、そういうものを年間を通じて行っていくということで、準備段階からいきますと、例えば田植えであったりとか、その稲が育った稲刈りであるとか、そういうものも地域と一緒に体験していくと、そうした中でいろいろきずなを育てていく、また地域の方々にいろいろな教を請うと、

触れ合い教室というようなものも計画して進んでいくというようなことで考えております。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、13番・吉川三津子議員、どうぞ。

○13番（吉川三津子君）

議案第37号の一般会計補正予算について、数点質問させていただきたいと思います。

まず最初に、社会保障・税番号制度システムの整備費の補正でございますが、具体的にこの住民基本台帳システムをどのように改修をするのか、中身についてお伺いをしたいと思います。

こうした便利の陰には危険があるということで、相当気を引き締めて職員の方々が個人情報扱っていき必要が出てきたなということをつくづく感じるわけですが、どんなデメリットを想定して、どんな対策をとっていかれるのか、それについてもお聞きをしたいと思います。それから、これからまださらに進んでいくということでございますが、さらにこの費用が今後発生してくるのか、市としての独自の支出も出てくる見通しがあるのか、それについてお伺いをしたいと思います。

それから、2点目に道德教育の抜本的改善・充実に係る支援事業についてでございますが、以前から道德の授業については、ほかの授業がおくれていると潰されたりということで、いろんなことをお聞きしているんですが、現状の道德の教育が今愛西市の中でどのようになっているのか、課題があればお聞かせをいただきたいというふうに思います。以上です。

○市民生活部長（永田和美君）

それでは、1点目の社会保障・税の関係でございますが、具体的なシステムの内容でございますけど、改修内容としましての主のものとして画面修正、いわゆる個人番号の表示の追加とか異動関係、個人番号を生成要求・保存管理する機能の追加、またカード管理ということで送付先の情報の送信機能の追加、あと連携関係という改修の内容になっております。

2点目ということで、どんなデメリットがあるかということでございますが、先ほども真野議員さんのほうへお答えしましたけれども、懸念される個人情報の保護ということで番号法の中、またはシステム上における保護措置がとられるということでございます。

それから、今後さらに費用が発生するという点についてでございますが、システム構築までの全体経費につきましては、現時点におきまして具体的にお答えできる状況ではございませんけれども、関係する内容としましては社会保障関係のシステム、例えば生活保護とか障害者福祉、児童福祉、国民年金、また国民健康保険などなど、それからシステム改修に関するということで税務関係のシステム改修とか、住基のシステムネットワーク、連携関係などが発生してくるということで、金額的には今後27年度以降になろうかと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○教育部長（五島直和君）

道德授業の課題の関係、御質問ありました。

その前に、議員御心配の道德の授業が削られているのではないかとというような趣旨もありま

したが、毎年の学習状況調査で全ての小・中学校を一応調査しておりますが、道徳の時間というのは年間35時間というのが全体で確保されているという状況がございますので、御心配のところはクリアできているかなというふうに思っています。

あと課題でございますが、最近の生徒さんたち、学校内では清掃活動であるとか挨拶であるとか、そういうことはできておりますけど、やはり地域とか家庭に帰りますと十分でないということが見受けられております。理解していてもなかなか行動に移せないことなど、道徳的な実践力がまだ十分に育っていないのかなというようなことも思われます。また、自信を持って自分の思いを行動に移すに至る自己肯定感、そういうものも育っていかねばならないということも思われます。こういったことを指導者が効果的に資料を活用して、生徒の心に響く授業ができていないので、各教科と関連した全体的な道徳教育が不十分であるということが原因の一端ではないのかというような課題も見えてきております。

○13番（吉川三津子君）

今まで、住民基本台帳システムと市のシステムは全く切り離して、この住民基本台帳の画面は本当に外からも見えないような場所に置くというぐらい、切り離すということに重点が置かれて運用がされてきたと思います。今回、いろんなものをつなぐことが可能になってくる、その大きな、今回は問題があるなというふうに感じております。

そこで、この連携について、一応社会保障・税・防災に限られているわけですが、これを連携するということ判断するのは市の中でどこなのか。そして、いろんな独自の番号をつけなさいといっても、そこに変換の一つプログラムをかませるだけで簡単にこういったシステムとつながりが持てる大変危険な状況になっていくわけで、職員の教育というのも重要になってきます。そういった責任を果たす中心的な部署はどこなのか、そしてこういった個人情報漏えい、そういった連携の危険さについて職員の周知がかなり必要になってくると思いますが、こういった個人情報に対する今の職員教育の実態、そしてこれを導入するに当たっての今後の体制についてお伺いをしたいと思います。

それから、あと道徳についてですが、教育長も耳が痛いと思いますけれども、いろいろ中学校で、今暴力の問題、いろんな問題が私のところにも入ってきます。でも、教育の道徳の授業だけで解決する問題ではないというふうに思っています。そういった中で、やはり未就園児、それから小学校、そういったところの小さいときからの子供の保育、育ち、家庭、いろんな部分で問題があって、中学校で今噴出してきていると思いますが、その辺について私は今そういう考えを持っていて、中学校でいろんな問題が起きているということは明らかにしながら、子供が生まれたときからの育ちのところに反映をしていくべきだと思いますが、その辺についてどうお考えなのか、お伺いをしたいと思います。

○市民課長（渡邊國次君）

まず情報の利用の中で、社会保障と税関係の何をもって利用するかという判断をどこでするかということですが、これは法律の中で決められておりますので、その法律に基づいて整備をしていきたいというふうに考えております。

それから、懸念されております個人情報の取り扱い、もろもろ今後の進め方ということについては、現在プロジェクトチームがつくられております。その事務局となっておりますのが情報管理課ということで、今後の番号法の中で厳しく限定されております目的外利用の状況等、市の個人情報保護条例の調整とか、そういったことをそのプロジェクトの中で検討しながら今後進めていくということになろうかと思っております。よろしくお願ひします。

○教育部長（五島直和君）

議員おっしゃられるように、いろんな場面でやはり心を育む教育というのが必要じゃないかというふうに理解しております。例えば育児であったり、保育園であったり、小学校であったり、中学校であったりと、そういう折々で行政だけではなく、地域であるとか保護者であるとか皆さん一体となって、やはり子供さんを育てていくというような教育ができればいいなというふうで理解しております。以上です。

○13番（吉川三津子君）

1点、答弁漏れです。

今の職員の個人情報の扱いに対しての教育の実態というか、その辺についてどうなっているのか、お伺いをいたしました。

○企画部長（山田喜久男君）

まず、個人情報の取り扱いについての職員への通知、教育、そういった関係だろうと思ひますけれども、今でもこれは情報管理課が主となりまして、全国で個人情報の漏えい事故等が、起きた場合に、私ども全職員に促しております。こういった事例があったということもやっております。そういった中で、今後どういった体制をとっていくのかという御質問もあったと思ひますけれども、先ほど市民課長のほうから、今回のこの事業についてはプロジェクトチームをつくって対応しておりますけれども、もう一つの機関として、私ども情報化推進委員会という会議を持っております。そういったところで今後の、先ほどの答弁の繰り返しになるかもわかりませんが、市としての最終判断とか、そういったものは推進委員会で決めていくということになりますので、よろしくお願ひします。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・請願第1号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

日程第7・請願第1号：新聞の軽減税率に関する請願についてを議題とし、質疑を行います。通告に従い、発言を許可いたします。

13番・吉川三津子議員、どうぞ。

○13番（吉川三津子君）

請願について、新聞購読料の関係でございますが、質問をさせていただきたいと思います。

今回、意見書が添付されております。意見書案によれば、例外をつくりたくないというのが自民党のほうの考えであろうということで、国は複数税率に消極的であるとの考えを持っているのか、その辺について、国の動向についてお伺いをしたいと思います。

### ○1番（大野則男君）

私、紹介議員といたしまして、御答弁をさせていただきます。

今回、新聞販売店会のほうから新聞購読料、並びに出版物等の軽減税率を導入してほしいというところで、今吉川議員から御指摘があったように、自民党・公明党両与党税制協議会のほうでは議論をされておる中で例外をつくりたくない、そんなことが言われておるんですが、我々地方議員といたしましては、国の動向を知るすべは基本的に報道機関の新聞、並びに報道しか知るすべがございませんので、先般四、五日前に中日新聞の報道がなされた文を御紹介して、我々の紹介議員としての意思決定をお伝えしていきたいと思います。

少し御紹介をさせていただきますが、自民・公明両党の与党税制協議会が5日開かれ、生活必需品の消費税率を低く抑える軽減税率制度の論点をまとめた。焦点の対象品目は飲食料品を優先して検討する方針を示し、酒と外食を省く場合などの8案を公表したと、それで与党税制協は7月ごろから各案への意見を各団体から聞き、9月から年末にかけて最終案の取りまとめに入るとしております。ここで軽減税率は、2014年度の与党税制大綱で、消費税10%時に導入との方針が明記されて、基本的に今議論がなされているという状況でございます。

その中で、我々地方議員として、この愛西市の新聞販売店さんが訴えてこられたことに対して、自民党与党の議員としてこれを重く受けとめて、新聞、並びに出版物について軽減税率の対象にすべきだろうという思いを我々も持った中で、きちっとこの紹介議員としてやらせていただいております。

1つ御紹介をさせていただきますが、津島東小学校では新聞販売店会に対して、子供たちの活字離れで今新聞を用いて教育をしていきたいということで、1カ月間なんですけど、100部無料でいただけないだろうかという話をいただいております。そんなことからいっても、教育の中で新聞、出版物については軽減税率を対象にすべきだろうと我々地方議員として思う中で、今回きちっとそこを整理をさせていただいた中で、紹介議員としてこの案件を出させていただきました。以上でございます。

### ○13番（吉川三津子君）

私も反対しているというわけじゃなくて、こういった意見書を出すということは、愛西市議会として軽減税率をどこまで認めるかという、そのラインを示すということになると思うんです。今後、多分いろんなところから、こうした軽減税率を求める陳情・請願が来ることが予想されるわけで、議会としてどんな物差しを持っていったらいいんだろうということを私自身も悩んでいるわけです。今国のほうは生活必需品を基本に考えているわけですが、こういった例外的なものを1つずつ、今紹介議員の方々は認めていく方向がいいのか、その辺についてちょっとお伺いをしたいなというふうに思っております。これからの愛西市議会の物差しになっていく、

私は大切な請願ではないかなあと考えておりますので、その辺のお考えをお伺いしたいと思います。

○1番（大野則男君）

今お答えをさせていただいたように、軽減税率、これは国のほうが8案を公表している、この表でいきますと、全ての食品だとか酒類を省くだとか8案を提示しておりますので、この案を基本的には基本として、その中に新聞、出版物を対象にすると。これは基本的に先ほどお話ししたように、子供たちの活字離れ、国民の活字離れを含めて、新聞というのは日本の文化の一つだということは我々地方議員としてそうだろうということの中で、国が定めている与党間の中で言われている8案、これが全て基本にはなろうと思います。その中で、新聞、出版物の軽減税率も対象にしてほしいと。

基本的に先ほど御紹介したように、7月から各案での意見を各団体に聞き取り調査をして、9月から年末にかけてきちっと国の方針を立てると言っておりますので、今のタイミングできちっと国に対して話をしていくという形で8案が基本だろうと、それが私の思うところでございます。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・請願第2号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

日程第8・請願第2号：手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・委員会付託について

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第9・委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に議題となっております議案第30号から議案第34号、議案第37号、請願第1号、請願第2号につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、それぞれの所管の常任委員会へ付託をいたします。

なお、各常任委員会に付託の議案等は、本日配付いたしました委員会付託議案一覧表のとおりでございます。

また、各常任委員会の開催日程は、先般配付いたしました会期予定表のとおり行いたいと思

いますので、よろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（鬼頭勝治君）

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は6月12日午前10時より再開しますので、よろしくお願いをいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時56分 散会